

平成30年7月豪雨の災害に伴い 「雇用調整助成金」の特例を追加実施します！

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

平成30年7月豪雨による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主（※平成30年7月豪雨による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用可能です。）

※ 平成30年7月豪雨の影響に伴う「経済上の理由」とは、例えば

- ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
- ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

【特例の内容】

本特例は、休業等の初日が平成30年7月5日から平成31年1月4日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用する

- ① 休業を実施した場合の助成率を引き上げる（※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の各府県内の事業所に限る）
【中小企業：2/3から4/5へ】【大企業：1/2から2/3へ】
- ② 支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長（※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の各府県内の事業所に限る）
- ③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする
- ④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする
イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する

（以下は既に実施している特例）

- ⑤ 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する
- ⑥ 平成30年7月豪雨発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする
- ⑦ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする



岡山労働局管内ハローワーク

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
岡山労働局職業安定部 職業対策課	〒700-8611 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎3階	086-801-5107
岡山労働局職業安定部 職業対策課 助成金事務室	〒700-0984 岡山市北区桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル6階	086-238-5301
ハローワーク岡山	〒700-0971 岡山市北区野田1-1-20	086-241-3222
ハローワーク津山	〒708-8609 津山市山下9-6 津山労働総合庁舎	0868-22-8341
ハローワーク津山 美作出張所	〒707-0041 美作市林野67-2	0868-72-1351
ハローワーク倉敷中央	〒710-0834 倉敷市笹沖1378-1	086-424-3333
ハローワーク倉敷中央 総社出張所	〒719-1131 総社市中央3-15-111	0866-92-6001
ハローワーク倉敷中央 児島出張所	〒711-0912 倉敷市児島小川町3672-16	086-473-2411
ハローワーク玉野	〒706-0002 玉野市築港2-23-12	0863-31-1555
ハローワーク和気	〒709-0451 和気郡和気町和気481-10	0869-93-1191
ハローワーク和気 備前出張所	〒705-0022 備前市東片上227	0869-64-2340
ハローワーク高梁	〒716-0047 高梁市段町1004-13	0866-22-2291
ハローワーク高梁 新見出張所	〒718-0003 新見市高尾2379-1	0867-72-3151
ハローワーク笠岡	〒714-0081 笠岡市笠岡5891	0865-62-2147
ハローワーク西大寺	〒704-8103 岡山市東区河本町325-4	086-942-3212

平成30年7月豪雨災害に伴う特例適用内容分

雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業および教育訓練)または出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。教育訓練を実施した場合には、教育訓練費が加算されます。

◆支給対象◆

本特例は、休業等の初日が平成30年7月5日～平成31年1月4日までの間にある、【特例対象となる事業主】に適用されます。

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所 **(平成30年7月豪雨発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象となります)**

- 支給対象労働者：雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間(賃金締め切り期間)の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等も対象に**なります。**

◆主な支給要件◆

- 最近**1か月**の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること。
- **雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、一定規模以上(※)増加していないこと。**
※ 大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- 実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること。(計画届とともに協定書の提出が必要)
- **過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていないこと。**

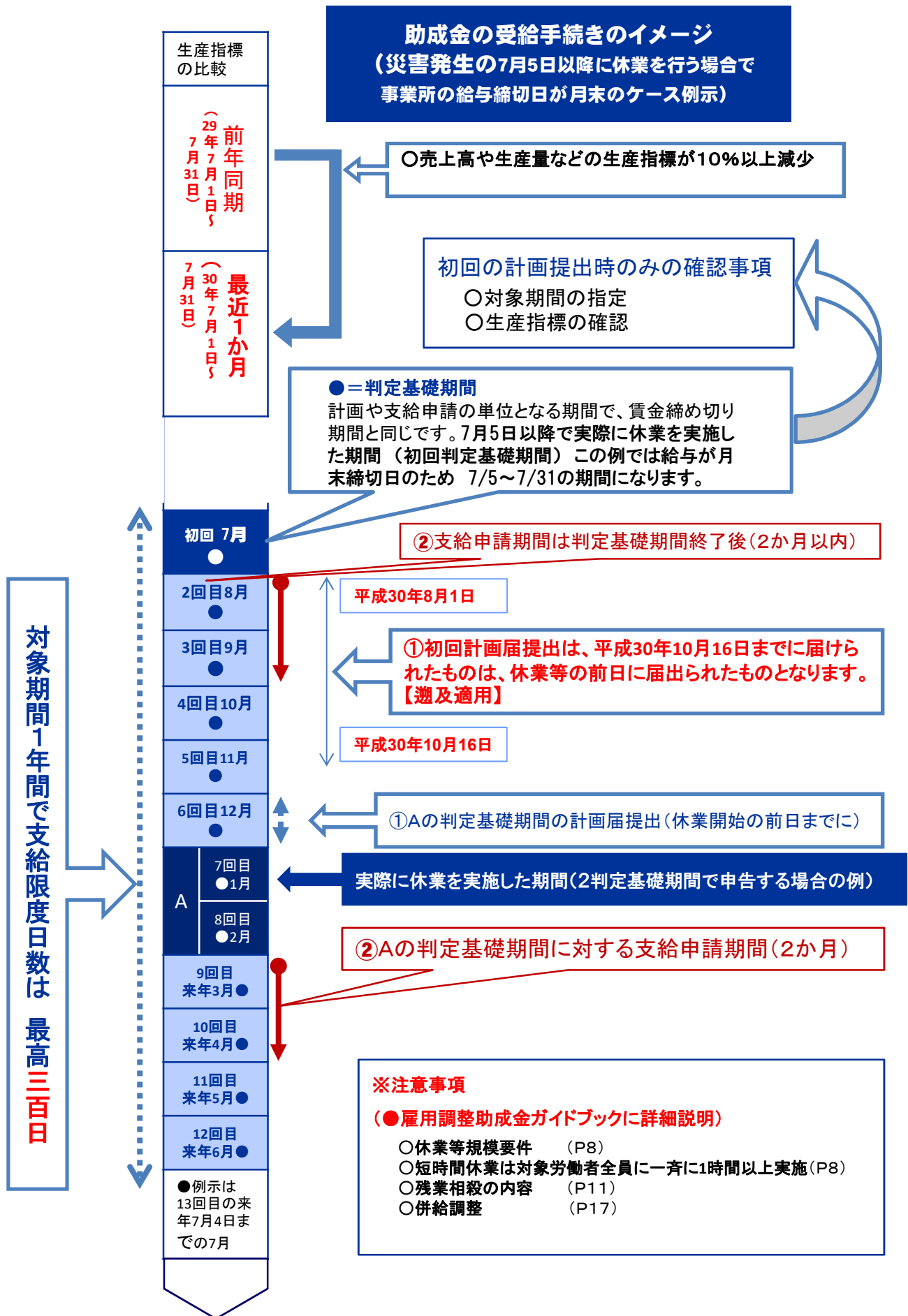
◆受給手続き◆(裏面イメージ参照)

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに計画届を提出することが必要です。
- **平成30年7月5日以降に初回の休業等がある計画届から適用し、平成30年10月16日までに提出のあったものについては、休業等の前に届出られたものとなります。【遡及適用】**
- 支給申請期間は判定基礎期間終了後、**2か月以内**です。

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※ 対象労働者1人あたり 8,250円 が上限です。(平成30年8月1日現在)	1/2 (休業のみ 2/3に引上)	2/3 (休業のみ 4/5に引上)
教育訓練を実施したときの加算(額)	(1人1日当たり) 1,200円	

※ 支給限度日数は1年間で**300日**





詳細は、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。

雇用調整助成金 助成額算定書 (平成 30 年 7 月豪雨用)

(事業所名)		(事業所番号)			
(1) 前年度 1 年間の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額	483,566,000 円				
(2) 前年度 1 年間の 1 箇月平均の雇用保険被保険者数					340 人
(3) 前年度の年間所定労働日数					261 日
(4) 平均賃金額 [(1)/(2)×(3)]					5,450 円
	休 業		教 育 訓 練		
	全 日	短 時 間			
(5) 休業手当等の支払い率 <small>※就業規則、休業等協定によって定められた、休業手当の支払率又は教育訓練中の賃金の支払い率。</small>	85 %	%	%		
(6) 基準賃金額 [(4)×(5)]	4,633 円			円	
(7) 1 人日あたり助成額単価 [(6)×助成率 (1/2・2/3) (注)] <small>※基本手当日額の最高額を超える時は当該最高額。</small>	3,089 円			円	
(8) 月間休業等延日数 <small>※様式第 5 号(3)の⑩～⑰欄から転記。</small>	① 1,472	②	事業所内		事業所外
	人・日	人・日	③	④	
(残業相殺分) <small>※様式第 5 号(3)の⑱欄から転記。</small>	⑤		人・日		
(9) 助成対象となる月間休業等延日数 <small>※①～④を⑥～⑨へ転記。ただし⑤がある場合は、①からそれを差し引いた値を⑥に記入。①から差し引きれなかった場合は、残り分を順次②③④から差し引き、その値を⑦⑧⑨に記入。</small>	⑥ 1,472	⑦	⑧	⑨	
	人・日	人・日	人・日	人・日	
(10) 教育訓練に係る加算額 [(9)×1,200円]			5,456,704 円		円
(11) 支給を受けようとする助成額 [休業の場合(7)×(9)] [教育訓練の場合(7)×(9)+(10)]	4,547,008 円	円	円	円	
(12) (11)の小計	⑩ 円		⑪ 円		
(13) (12)の合計					円

中小企業で特例の
4/5なら
3,707円

中小企業で特例の
4/5なら
5,456,704円

※ (1) 欄は千円未満の端数を切り捨てた値、(2) 及び (3) 欄は小数点以下の端数を切り捨てた値、(4) 及び (6) ~ (8) 欄は小数点以下の端数を切り上げた値を記入して下さい。

【記入要領】

- (1) 欄には、労働保険料の申告の際に用いた「労働保険料確定保険料申告書(様式6号)」の⑧保険料・一般拠出金算定基礎額のうち雇用保険法適用者分の額(千円未満の端数切り捨て)を記入して下さい。
- (2) 欄には、前年度1年間の各月末時点の雇用保険被保険者数の平均(小数点以下切り捨て)を記入して下さい。
- (3) 欄には、部署や勤務形態毎に当該所定労働日数が異なる場合、その部署等に従事する年度末の労働者数等により加重平均をした全労働者の平均年間所定労働日数(小数点以下切り捨て)を記入して下さい。ただし、休業等協定による休業手当等を算定するために、賃金の日割り計算をする際に、所定労働日数によらず、所定労働日数より大きな任意の日数や暦日数を用いる場合は、365日と記入して下さい。

$$\begin{array}{l} \text{(例)} \\ \left[\begin{array}{l} \text{A部署 従業員30人} \cdots \cdots \text{所定労働日数254日} \\ \text{B部署 従業員65人} \cdots \cdots \text{所定労働日数263日} \end{array} \right. \\ \hline \frac{(30人 \times 254日) + (65人 \times 263日)}{95人} = 260日 \end{array}$$

※ 上記1から3について、起業後1年未満の事業主は、災害直前の実績を年換算して記入して下さい。

- (4) 欄には、(1) / ((2) + (3)) の値(小数点以下切り上げ)を記入して下さい。
- (5) 欄にはそれぞれ、就業規則又は休業等協定によって定められた、通常の賃金額に対する休業手当又は教育訓練中の賃金の額の割合(支払い率)を記入して下さい。なおこれらの定めのない場合、実際の支払い率は100%とする必要があります。
- (6) 欄にはそれぞれ、(4) × (5) の値(小数点以下切り上げ)を記入して下さい。
- (7) 欄にはそれぞれ、表側タイトル欄中の助成率のうち該当する該当するもの(※)を○で囲んだ上で、(6) × 当該助成率の値(小数点以下切り上げ)を記入して下さい。ただしその値が雇用保険基本手当日額の最高額を超える時は、当該最高額を記入して下さい。(注：岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県又は福岡県の区域内に所在する事業所の休業の助成率は(2/3・4/5)となります。)**
- (8) ①～④欄及び⑤欄にはそれぞれ、様式第5号(3)「所定外労働等の実施状況に関する申出書」の⑭～⑰欄及び⑱欄の数値を転記して下さい。
- 休業等を実施した対象者が当該休業等を実施した判定基礎期間内に所定外労働等を行っていた場合は、「月間休業等延日数」から、その所定外労働等に相当する分(⑤欄の値)を控除(残業相殺)した延日数が助成対象となります。

(9) ⑥～⑨欄にはそれぞれ(8) ①～④欄の値を転記しますが、(8) ⑤の値が1人日以上である場合は、①の値から⑤の値を差し引いた値を⑥に記入して下さい。なお、①<⑤で、⑤の値を差し引きれなかった場合は、⑤の残り分を、引き切れるまで順次②③④から差し引き、その値を⑦⑧⑨に記入して下さい。
- (9) の下段の左側の欄には⑥+⑦の値、右側の欄には⑧+⑨の値を記入して下さい。
- (10) 欄には、雇用調整助成金を受給される事業主の方が教育訓練を行った場合において、それぞれ、(9) × 1200円の値を記入して下さい。
- (11) のうち休業に係る左側の2つの欄にはそれぞれ(7) × (9) の値を、また教育訓練に係る右側の2つの欄にはそれぞれ(7) × (9) + (10) の値を記入して下さい。(12) のうち休業に係る左側の欄には(11) 欄のうち休業に係るものの小計(全日+短時間)を、また教育訓練に係る右側の欄には(11) 欄のうち教育訓練に係るものの小計(事業所内+事業所外)を記入して下さい。
- (13) 欄には(12) 欄の休業に係る額と教育訓練に係る額の合計を記入して下さい。この額が支給を受けようとする助成金額になります。
- 支給額は最終的に労働局において雇用保険データを基に算出された額によって決定され、本様式で算出された金額と異なる場合がありますのでご了承下さい。
- 雇用調整助成金の対象期間(通常1年間)の所定労働日数が、合理的な理由なくその直前の1年間より増加している場合、当該増加日数分に当該事業所の年間平均被保険者数を乗じて12で除した数を、(9) 欄の「助成対象となる月間休業等延日数」から差し引いて計算した額を支給します。
- 本様式による申請が2回目以降であり、内容に変更がない場合は、(1)～(4) 欄は省略して差し支えありません。
- 本様式については、支給審査を妨げないものであって、かつ、所定の事項が記載されていれば、任意の様式を用いたり、(2)～(3) 欄の算定内容のみを別紙としても差し支えありません。

平成30年7月豪雨の災害で事業が縮小した事業主を**支援**します

社会保険労務士に無料で相談できます

平成30年7月豪雨の災害に伴い、国の**雇用調整助成金**の要件が**緩和**されました。**10月16日まで**に計画届を提出すれば、**7月5日に遡って適用**されます。

雇用調整助成金とは

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成する国の制度

雇用調整助成金をはじめ、労働関連法令に基づく各種手続き等について、**社会保険労務士に無料で相談**できます。

対 象

平成30年7月豪雨により事業活動の縮小を余儀なくされた**県内事業所の事業主**

豪雨による直接の被害がない場合でも、取引先の被災、交通の途絶、風評被害等で事業活動の縮小を余儀なくされた場合は対象になります。

内 容

- ① 雇用調整助成金のご相談
- ② 労働関連法令に基づく各種手続き等のご相談

申 込 窓 口 ・ 問 い 合 わ せ 先

岡山県社会保険労務士会

電話：086-226-0164
(平日9時～17時)

事務局 岡山市北区野田屋町2-11-13
旧岡山あおば生命ビル7階

FAX：086-226-0180
(裏面をご覧ください)



岡山県産業労働部 労働雇用政策課

岡山県雇用関係相談支援事業の流れ

被災事業主を対象とする個別無料相談

事業主の相談内容 ①雇用調整助成金の相談
②労働関連法令に基づく各種手続き等の相談

被災事業主

岡山県社会保険労務士会の窓口にご相談

支援機関にご相談

市町村
商工会
商工会議所等

対応を要請

岡山県社会
保険労務士会

事業主の所在地や相談内容等を踏まえて
社会保険労務士を選定し、事業主に紹介

事業主と社労士で日程・場所等を調整し、個別無料相談を実施

原則として、社労士が各事業所を訪問

事業主が社労士事務所を訪問することも可能

被災事業主と被災労働者を対象とする無料相談会

事業主の相談内容 ①雇用調整助成金の相談
②労働関連法令に基づく各種手続き等の相談

労働者の相談内容 ③雇用環境の悪化等についての相談

市町村
商工会
商工会議所等

社会保険労務士の派遣を要請

岡山県社会
保険労務士会

無料相談会の日程等を調整

市町村役場や商工会等の施設(会議室等)で
社会保険労務士による無料相談会を実施